

臨時特例の申立に用いる所得見込額について

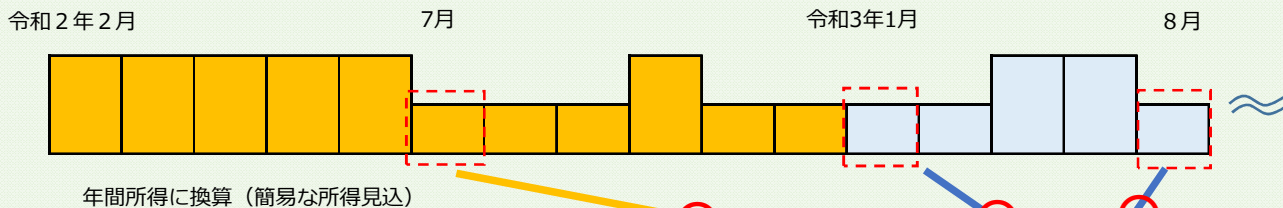
令和3年度分の免除・納付猶予申請の対象期間は、令和3年7月分から令和4年6月分までです。

1. 簡易な所得見込の計算に用いることができる期間

令和3年度の免除・納付猶予申請については、簡易な所得見込の計算に用いることができる所得の期間は、令和2年2月分以降のいずれかの月です。

例えば・・・

【所得】



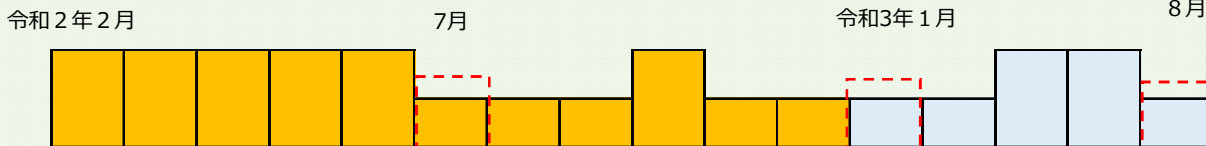
【免除・納付猶予】

令和3年度 免除・納付猶予

上記の例のように、令和2年2月以降の月なら、いずれの月でも令和3年度分の簡易な所得見込の計算に使えます。

なお、令和2年度の免除・納付猶予申請については、令和3年8月以降の月は、簡易な所得見込の計算に用いることはできません。

【所得】



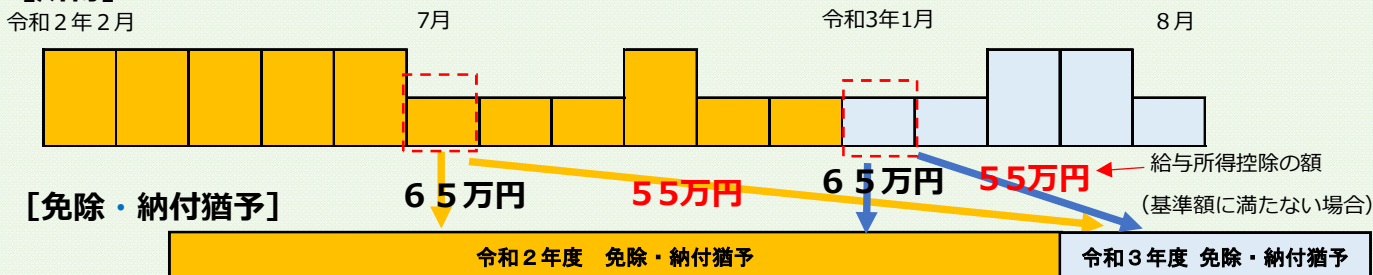
【免除・納付猶予】

令和2年度 免除・納付猶予

2. 税制改正による給与所得控除等の改正について

税制改正により、給与所得控除、公的年金等控除の額が改正されました。同じ月を簡易な所得見込の計算に用いる場合であっても、令和2年度と令和3年度の計算が異なりますのでご注意ください。

【所得】



※ 税制改正による控除額の変更は、令和2年中の所得から適用されますが、免除・納付猶予申請においては令和3年度の申請から改正後の額を適用しています。これは、簡易な所得見込を前年の所得とみなして免除基準を審査するためです。